

お役立ち情報

国の行政施策の中から、暮らしに役立つ情報を分かりやすくまとめて提供しています。

[分野別に見る](#)[府省別に見る](#)

日本で自立を目指す第三国定住難民に理解と支援を ～第三国定住による難民受入れ事業～

平成24年1月掲載

[Tweet](#)[いいね！](#) 17[B!](#) 0

Outline

世界には迫害や紛争によって避難を余儀なくされている難民や国内避難民などが4,000万人以上います

国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）は、難民問題の恒久的解決策の一つとして、難民キャンプ等で一時的に庇護を受けている難民を、新たに受入れに合意した第三国に定住させる、第三国定住による難民の受入れを各国に推奨しています

政府も、平成22年度から、第三国定住による難民の受入れを3年間のパイロットケースとして実施しています

受入れの対象は、タイの難民キャンプに滞在するミャンマー難民です

第三国定住難民は、入国後、政府が提供する定住支援施設において約180日間の定住支援プログラムを受けた後、新たな定住先で自立生活を開始します

第三国定住難民が順調に自立生活を営み、地域社会に定着していくためには、地域の皆様の理解と支援が必要です

「難民」というと、日本とは遠い国や地域で暮らす人々のことと思われるかもしれませんが、日本でも、多くのインドシナ難民や条約難民（＊）が暮らしており、言葉も文化も生活習慣も異なる日本での生活に、将来の夢を託して頑張っています。そして、平成20年の閣議了解「第三国定住による難民の受入れに関するパイロットケースの実施について」により、新たに、平成22年度から、ミャンマー難民が、タイの難民キャンプから、日本での自立を目指し、来日しています。

＊ 条約難民：難民条約（1951年の難民の地位に関する条約）に定義された難民に該当すると判断された人

世界には迫害や紛争によって避難を余儀なくされている人々が4,000万人以上もいます

世界各地の難民の保護と支援を行う国連機関である国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が公表した、世界の難民・国内避難民に関する「2010 Global Trend」によると、平成22年末時点、紛争や迫害などで避難を余儀なくされている人々（難民、国内避難民、庇護申請者＊）の数は世界全体で約4,370万人、そのうち、難民は約1,550万人で、その中の約720万人は難民状態が長期化しています。難民が多く発生しているのは、アフガニスタンやイラク、ソマリア、コンゴ民主共和国、ミャンマーなどです。

UNHCRは、こうした難民の安全を確保するため、受入れ国の要請に応じて難民キャンプや物資、医療などを援助しています。したがって、難民キャンプは、安全が保障されるほか、住む場所や食べ物を与えてくれる場所でもあります。しかし、難民キャンプでの生活は一時的なものであるべきで、難民にとっては、一日も早く自分の家や仕事をもち、家族と共に平和に暮らせる、本来の生活を取り戻すことが大切です。

難民にとって一番望ましい解決策は、自国に帰還することですが、それが難しい場合は、最初に庇護を求めた隣国に定住するという道もあります。しかし、難民の約75％は出身国と隣接する国に留まっているという現状を踏まえると、隣接国がこれら大量の難民を受け入れることは、大きな負担となります。そこで、新たに受入れに合意した第三国に定住するという第三国定住による難民の受入れは、難民問題に関する負担を国際社会において適正に分担するという観点からも重視されているのです。

＊ 庇護申請者：国際的保護を求めている人

分野別に見る

[暮らし・生活](#)[環境・資源](#)[教育・文化](#)[健康・福祉](#)[防災・防犯](#)[仕事・労働](#)[国際・外交](#)

週間アクセスランキング

毎日更新 5月28日現在

[消費者の安心・安全の確保](#)[平成24年10月から著作権法が変わります](#)[特別支給の老齢厚生年金の受給開始年齢の引上げが始まります。](#)[ご存じですか？「民生委員・児童委員」](#)[「ねんきんネット」でいつでも最新の年金記録が確認できます！](#)[発達障害って、なんだろう？](#)[「PM2.5」4～5月は濃度の上昇にご注意を！](#)[障害年金の制度をご存じですか？](#)[アメリカに渡航する方へ。「ESTA」の事前申請をお忘れなく！](#)[発達障害って、なんだろう？「理解する～発達障害って何だろう？～」](#)

日本でも第三国定住による難民の受入れがパイロットケースとしてスタートしています

● ページトップへ

第三国定住による難民の受入れが、平成22年度から日本でもパイロットケースとしてスタートしました。第三国定住とは、難民キャンプなどで一時的な庇護を受けている難民を、当初庇護を求めた国から新たに受入れに合意した第三国へ移動させることで、難民は移動先の第三国で庇護あるいはその他の長期的な滞在権利を与えられることになります。自国への帰還が困難な状況にある難民にとって、第三国定住は、先の見えない難民キャンプでの生活から脱却し、新たな場所での、自分の将来を切り拓くことを可能にします。

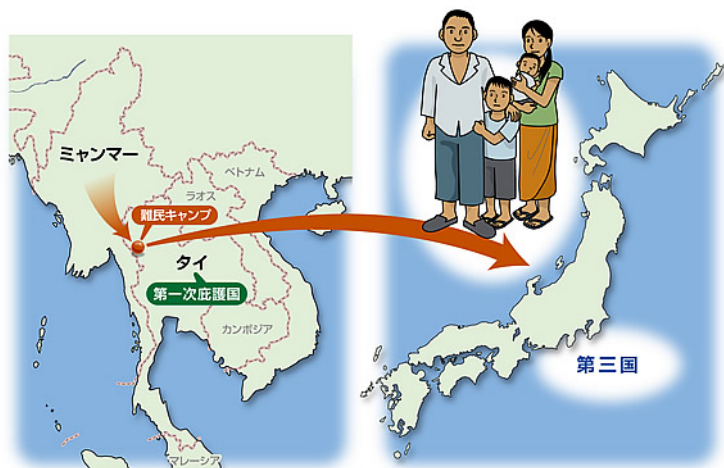
● 政府広報に関するご意見
● プライバシーポリシー
● サイトマップ

日本では、これまでもインドシナ難民や条約難民などを受け入れてきました。インドシナ難民は、1970年代後半、ベトナム、ラオス、カンボジアに新しい政治体制が発足し、そうした体制になじめないなどの理由から国外へ脱出した人々です。日本にもベトナムから漁船などの小型船に乗って脱出した難民（ボートピープル）が多数到着し、昭和53(1978)年から受入れが終了した平成17(2005)年末までの間に、約11,000人を超えるインドシナ難民を受け入れました。また、このインドシナ難民問題をきっかけに、日本は、昭和56(1981)年に難民の地位に関する条約、翌57(1982)年に難民の地位に関する議定書に加入し、条約難民の受入れを開始しました。これ以降、平成22年末までに577人の条約難民を受け入れています。また、おなじく22年末までに、難民認定申請は不認定とされたものの、人道的配慮から在留が認められた方は、1,746人となっています。

平成22年度からパイロットケースとしてスタートした第三国定住による難民の受入れは、タイの難民キャンプに滞在するミャンマー難民を、3年間、毎年約30人ずつ家族単位で日本に受け入れ、日本社会への定着を支援していく取り組みであり、アジアでは初めての試みです。

タイの難民キャンプに滞在するミャンマー難民が対象

今回の第三国定住による難民受入れの対象となるのは、タイの難民キャンプに滞在するミャンマー難民です。



第三国定住により日本が受け入れる難民は、日本での定住を希望し、UNHCRからの推薦を受けた難民の中から、政府による書類選考や面接調査等を経て選ばれます。その後、現地で国際移住機関(IOM)による出国前研修を経て来日した難民は、政府が用意した宿泊施設に入所し、生活援助費の支給等の生活支援を受けつつ、政府が提供する定住支援施設において、約180日間の定住支援プログラムを受けます。具体的には、最初の1週間程度は、生活や安全面などに関するオリエンテーションを受け、その後、日本語教育や社会生活適応指導、職業相談・職業紹介など、日本で自立生活を営むために必要な支援を受けます。

インドシナ難民や条約難民と異なり、第三国定住難民は難民キャンプでの生活が長く、キャンプの外での経験がほとんどありません。そのような第三国定住難民にとっては、公共交通機関の利用や、家電を使った家事、スーパーマーケットでの買い物、就業など、すべてが初めての経験です。このような第三国定住難民が日本語の習得につとめるとともに、生活面でもうまく適応できるよう、日本の法律や税金、保険などの社会制度のほか、自転車の乗り方、ATMの使い方などすぐに必要になる事柄を重点的に学ぶようにしています。

日本語の授業



スーパーマーケットで買い物の仕方を学ぶ



(写真提供: 財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部)

定住支援プログラム終了後、地域社会での生活を開始します

約180日間の定住支援プログラム終了後、第三国定住難民は、それぞれ、地域社会での生活を開始します。

難民家族は、新たな定住先で仕事を学び、子どもたちは地域の保育園や小中学校に通うなどして、地域社会の一住民として自立生活を開始します。政府は定住先における自立生活がスムーズに進むよう、職場適応訓練や、職業相談員・生活指導員等による指導・助言などを通じた定住支援を行います。

平成22年9月から10月にかけて来日した、受入れの第一陣のうち3家族は、定住支援プログラム終了後、三重県鈴鹿市の農業法人において職場適応訓練を受講の上、引き続き鈴鹿市での生活を続けています。また、平成23年9月には第二陣の4家族18人が来日し、現在、定住支援プログラムを受講中です。同プログラムが終了する平成24年春から、新たな定住先で地域社会での生活をスタートする予定です。

来日した第三国定住難民は、皆、それぞれ、これからも日本で生活していくために、仕事や勉強に前向きに取り組んでいます。

難民が地域社会に定着するには、地域の皆様の理解と支援が必要です

第三国定住難民は、言葉も文化・習慣もまったく異なる日本の生活に様々な不安を抱えながらも、日本での新たな生活に希望を託してやってきました。今後、第三国定住難民が日本社会に定着し、安定した生活を営んでいくためには、地域社会や職場・学校などの関係者の皆様の理解と支援が欠かせません。

言葉が十分に分からなかったり、文化や習慣が違ったりすることで、お互いにとまどうことが多いかもしれませんが、これから同じ社会に暮らす一員として、温かい目で彼らを見守り、応援してください。また、これをきっかけに、日本社会が多様な価値を認め合える、より豊かな社会になるために、私たち一人ひとりができることを考えてみませんか。

＜取材協力：内閣官房 文責：政府広報オンライン＞

「お役立ち情報」では、国の行政施策の中から暮らしにかかわりの深いテーマ、暮らしに役立つ情報をピックアップし、分かりやすくまとめて提供しています。

政府広報



政府インターネットテレビ

[第三国定住をご存じですか？～みんなで支える国際貢献](#)

関連リンク

[内閣官房「難民対策連絡調整会議」](#)

[内閣官房「第三国定住による難民の受入れに関するパイロットケースの実施について」](#)

[外務省「難民と日本」](#)

[国連難民高等弁務官（UNHCR）駐日事務所](#)

[財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部（RHQ）](#)

[国際移住機関（IOM）駐日事務所](#)

みなさまのご意見をお聞かせください

Q1.この記事をご覧になっていかがでしたか？

☐ 1 わかりやすかった ☐ 2 まあまあわかりやすかった ☐ 3 ややわかりにくかった ☐ 4 わかりにくかった

Q2.この記事は役に立ちましたか？

☐ 1 役に立った ☐ 2 まあまあ役に立った ☐ 3 あまり役に立たなかった ☐ 4 役に立たなかった

確認